

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>IV 銀行代理業等 IV-1 銀行代理業</p>	<p>IV 銀行代理業等 IV-1 銀行代理業</p>
<p>IV-1-4 銀行代理業者 IV-1-4-2 主な着眼点 IV-1-4-2-7 その他 IV-1-4-2-7-2 銀行代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項</p> <p>法第 52 条の 50 第 2 項及び施行規則第 34 条の 59 第 5 項に規定する銀行代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>① 上記(1)、(2) その他当局の指示に従わない者</p>	<p>IV-1-4 銀行代理業者 IV-1-4-2 主な着眼点 IV-1-4-2-7 その他 IV-1-4-2-7-2 銀行代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項</p> <p>法第 52 条の 50 第 2 項及び施行規則第 34 条の 59 第 5 項に規定する銀行代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>① 上記(1)、(2) その他当局の指示に従わない者</p>

改正案	現行
<p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 他の財務局長が許可を行った銀行代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p>	<p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 他の財務局長が許可を行った銀行代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において閲覧が可能なこと、及び銀行代理業者のすべての営業所には法第 52 条の 51 第 1 項の規定による所属銀行の説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</p>
<p>IV-1-5-2-3 銀行代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項</p> <p>法第 52 条の 60 に基づき預金者等その他の利害関係人から銀行代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。<u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</u></p>	<p>IV-1-5-2-3 銀行代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項</p> <p>法第 52 条の 60 に基づき預金者等その他の利害関係人から銀行代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、<u>それが営業時間内である限り、原簿を汚損・破損するおそれがある場合又は他の預金者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合等当該原簿の管理を含む当該所属銀行の業務に支障を及ぼす場合などを除いては、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。</u></p>